

平成 27 年度 第 2 回淀川水系アユモドキ生息域外保全検討委員会

(結果概要)

1. 開催日時 平成 27 年 9 月 8 日 (火) 15:00～17:30

2. 開催場所 環境省京都御苑管理事務所 会議室

3. 議事

- (1) 今後の生息域外保全の実施体制について
- (2) アユモドキの凍結保存精子について
- (3) 来年度のファウンダーの捕獲について
- (4) その他

4. 出席者

(委員)

阿部 司 株式会社ラーゴ 生物多様性研究室 室長／上席研究員
上原 一彦 大阪府立環境農林水産総合研究所 水産研究部 内水面グループ長
松田 征也 滋賀県立琵琶湖博物館 総括学芸員
渡辺 勝敏 京都大学大学院 理学研究科 准教授【座長】

(関係機関)

姫路市立水族館、志摩マリンランド、宮津エネルギー研究所水族館、京都府文化財保護課、京都府自然環境保全課、亀岡市教育委員会、亀岡市環境政策課、中国四国地方環境事務所野生生物課

(事務局)

近畿地方環境事務所 遠藤野生生物課長、鑪野生生物課課長補佐、宮下係員

5. 概要

本委員会は、淀川水系に生息するアユモドキ個体群の生息域外保全に関して専門的立場から検討し、もってアユモドキの保全に資することを目的に、平成 25 年度から開催している。今回は、①各園館の稚魚の取扱について、②アユモドキの凍結精子の使用について、③来年度以降の繁殖個体（ファウンダー）の捕獲方法について、議論を行った。

(主な意見等)

- (1) 今後の生息域外保全の実施体制について
 - ・ 系統保存にあたってはその目標を明確にした上で、分散飼育の調整を行う必要がある。有効集団サイズを 30～50 以上とするために、当分の間は 20 系統

を確保することを目標とし、各系統 50 尾ずつ飼育していくこととしたい。

- ・ 1 系統を複数の園館に分散させて飼育することとする。90 センチ水槽に 20～30 尾ずつ、各園館のキャパシティを考慮して割り振ることとしたい。
- ・ 室内水槽飼育個体以外は「粗放的」飼育に回すが、「ほどほどに」管理する水槽と、より自然に近い水槽の 2 段階に分けたらどうか。
- ・ 今後どれだけ受け入れることができるか、各園館からの意見をいただきたい。
<各園館からの意見（園館名省略）>
 - ① 今年度は繁殖に一定程度成功し、水槽を多数使用している状態である。このため、次年度以降の繁殖については受入困難となる可能性がある。
 - ② 現状にさらに 1 系統追加する場合は既存の設備で飼育することが可能であるが、それ以上の系統追加は困難である。
 - ③ 飼育水槽のうち、展示水槽では来館者の影響が大きいため、今後の繁殖に活用できるか疑問である。
 - ④ 仮に水槽を屋外に設置した場合、夏の高水温対策および冬季の降雪対策が管理上の課題となる。
 - ⑤ 現状維持で精いっぱいであり、系統の追加およびそれによる水槽の追加は従来業務にも支障が出て非常に厳しい。
- ・ 各生息域外保全実施園館で可能な系統保存について、今後は、連携園館を増やすなどの対策が必要ではあるが、あと 1 年は現状のままでも飼育が可能と見ている。20 系統から 15 系統への削減や 1 系統 50 尾から 30 尾への削減といった方針は現時点では採用せず、今後 1 年間は現行の方針を変更せずに進めることとする。
- ・ 粗放的飼育のさらに大規模な方法として屋外の池での飼育については今後の検討課題とする。

(2) アユモドキの凍結精子について

- ・ アユモドキの凍結精子の採取保管は、数々のメリットがあるため、凍結保存精子による人工授精と追跡調査を行いたい。近畿大学農学部太田教授に本委員会へ参画していただくことを検討する。
- ・ 人工授精の実験だけでも膨大な業務量であり、また実験の精度を上げるためには個体数をある程度確保する必要がある。さらに凍結精子を使うにあたり本検討委員会でコンセンサスをとる必要もある。
- ・ 今後は、人工繁殖する際に毎回ストックすることが必要である。また精子の採取および活用の各段階で、孵化率などの調査を進める必要がある。
- ・ ストックを行うことはオプションとしては良いが、一番懸念していることは凍結精子が実際に使えるものかということである。よって、一度凍結精子を使って授精させる実験を行う必要がある。
- ・ 来年度、メスのファウンダーが十分に捕獲されればそれを使用し、難しい場

合は旧八木町産の継代飼育個体を用いて実験を行いたい。実施場所や体制については、次回の委員会で詰めることとする。

(3) 来年度のファウンダーの捕獲について

- ・ 今年度は繁殖に有効な個体の確保が難航した。
- ・ ラバー堰下の状態が悪いため、来年度も必要数捕獲できるかどうか不明である。
- ・ 今年度は低水温が続いたため、ラバー堰起立時に遡上しておらず捕獲できなかった可能性もある。捕獲期間の延長について検討の必要がある。
- ・ また、捕獲場所の拡大のために文化財の現状変更申請を行う等、来年に向けて各種調整を行う。
- ・ 次年度以降は、技術のある事業者が環境省と契約し、生息域外保全に主体的に取り組む体制を整えるべきである。委員の現場負担の軽減も期待できる。

(4) その他

- ・ 今後の生息域外保全実施園館の打診について、個体の移送範囲は陸路で半日から 1 日程度の範囲と考えているため、東北や北海道の園館は現実的ではない。また、九州や四国の園館には岡山の個体を飼育・展示するのが良いと思う。近畿や中部地方の園館を中心に、協力を打診していく。
- ・ 亀岡市および環境省が亀岡市内で実施している外来魚防除の取り組みについては、両機関で情報共有を行い、効果的な防除を行う。
- ・ 生息域外保全で繁殖した個体を活用した、試験的な放流等の実施を生息域外保全のロードマップに加えることについて、今後の喫緊の検討課題とする。

(以上)